

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 1 6 号
件 名	旧豊栄地区コミュニティ協議会の情報公開拒否について
要 旨	<p>コミュニティ協議会には市民が納税した公金（補助金）と、会費（地域住民世帯当負担）を財源として運営されている。したがい、その運営や費用使途の説明開示は当然である。しかし、旧豊栄地区の「コミュニティ木崎村」及び「早通地区コミュニティ委員会」は、正当な理由なく公表を拒否して現在に至っている。</p> <p>コミュニティ協議会の本旨は住民自治であり、深化した公益社会を目標とするものであるから、情報公開を拒否する行為はそれらを根底から否定した行為である。法律規範に沿った法令である①新潟市自治基本条例の定める「市政への協働と参画」に反し、②財務執行監督所管の通達事項（下記要約）に違反する。</p> <p>「3項（3）」新潟市情報公開条例第6条「積極的な資料の開示」  「11項」補助金制度検討会議 3ページ、12ページほか「補助金の原資が税金である以上、あらゆる補助金について公表されるべきであり、補助事業者自身による積極的な開示と説明がなされるよう、そのためのルールを設ける必要があります。」</p> <p>陳情者は、北区所管及び執行監督を担う財務部に対して、補助金団体役員に対する丁寧な説明教示を具申するが、既得権益者の意識を改革させる意向はなく、市民が有する権利利益の回復は期待できない。したがい、市議会は上記の条例及び財務部長通達を理由とした法令遵守を、執行部に対して意見表明することを陳情する。</p> <p>なお、コミュニティ協議会などの補助金交付事業者に対して民主主義の制度保障を厳守させるため、専用の「情報公開請求書」を新規に書式制定するように所管（財務部）に進言した（平成26年9月11日）。</p>
付 託 年月日 委員会	平成26年9月22日 総務常任委員会
受 理	平成26年9月17日 第298号